

令和8年度 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

1 目的

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就く（予定の）者が、利用登録者に関する居宅サービス若しくは介護予防サービス等の利用に係る計画又は事業所における小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成するうえで必要な知識・技術を修得することを目的とする。

2 実施機関

鹿児島県社会福祉協議会 介護実習・普及センター

3 受講対象者

次の①～③の要件を全て満たす者

- ① 新たに小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型事業所を含む。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就こうとする者
- ② 介護支援専門員の資格を有している者（サテライト型事業所を除く。）
- ③ 認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者

4 開催日程等

令和8年10月29日(木)～30日(金) 講義・演習（2日間） 集合形式
カクイクス交流センター（かごしま県民交流センター） 3階 大研修室2
（鹿児島市山下町14番50号）

※ 詳細は「令和8年度 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修日程表」を参照

5 申込方法

① 提出書類

		添付書類
1	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修受講申込書（別紙様式1）	① 受講希望者の雇用を証する雇用契約書等の写し ② 受講希望者の現有資格証の写し ※ 介護支援専門員証は、カードタイプのものによる。 ③ 認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）の修了証書の写し ④ 新規開設の場合は、新規開設計画書の写し
2	欠員申立書（別紙様式2）	① 前任者が退職する場合は、前任者の退職願の写し ② 前任者が異動する場合は、前任者の異動辞令等の写し ③ 後任者を計画作成担当者として配置する辞令等の写し ④ 受講申込時点では欠員状態ではない場合であって、今後の異動によって欠員状態となるときは、「受講修了後は、辞令について必ず実行する」旨の文書

② 提出先

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係 宛

③ 提出期限

令和8年9月15日(火) 16時30分 必着

6 受講決定

県社会福祉協議会が受講申込書に基づき受講の可否を決定し、決定通知は事業所に郵送します。なお、新規開設予定の事業所には、法人所在地に郵送します。

7 受講料

10,000円（決定通知時に同封する払込票により納入）

8 留意事項

- ・ 受講申込書には、法人印を必ず押してください。（所属長・担当者私印は不可）
- ・ 必要事項の記載漏れがないよう十分に確認してください。
- ・ 受講対象者の資格要件等については、注意してください。
- ・ 受講申込者多数の場合は、受講できないこともあります。
- ・ 研修課題，受講票（写真貼付）は，受講決定通知時に案内します。
- ・ 本研修は，受講申込者本人が必ず全課程受講することとし，遅刻，欠席，代理受講等は一切認めません。
- ・ 本研修の全課程を修了した方には，鹿児島県社会福祉協議会会長の修了証書を交付するとともに本研修修了者名簿に登載します。